第五条第一項第二号イ⑶中「（環境基準の確保の状況を含む。）」を削り、同条第三項第二号中「関係する地方公共団体」を「対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係する地方公共団体」という。）」に改め、同条を第二十条とする。

第四条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「第十二条」を「第二十七条」に改め、同条を第十九条とし、第三条を第十八条とする。

第二条第一項第一号中「。第五条第一項第一号イにおいて」を「をいう。以下」に改め、同項第三号中「。第五条第一項第一号ハにおいて」を「をいう。以下」に改め、同条第二項中「第五条第一項第二号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同条第四項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に、「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第二条を第十七条とする。

第一条の二第一項第二号中「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

第一条の二第一項第三号中「法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）」を「法令等」に改め、同項第四号イを次のように改める。

イ　大気の汚染（二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）又は騒音に係る環境基準が確保されていない地域

第一条の二を第十六条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。次条第二項第一号及び第二条第一項において「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の十四条を加える。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の一の項のイからヘまでのいずれかの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種道路事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種道路事業が実施されるべき区域の位置及び第一種道路事業の規模（第一種道路事業に係る道路の延長をいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　第一種道路事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第三条　第一種道路事業を実施しようとする者は、第一種道路事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種道路事業が実施されるべき区域の位置又は第一種道路事業の規模に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2　第一種道路事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、既存の道路を活用する場合その他第一種道路事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第四条　第一種道路事業を実施しようとする者は、第一種道路事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種道路事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種道路事業の実施が想定される区域（以下「第一種道路事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一　事業特性に関する情報

イ　第一種道路事業実施想定区域の位置

ロ　第一種道路事業の規模

ハ　その他の第一種道路事業に関する事項

二　地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ⑴において同じ。）

(2)　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ⑵において同じ。）

(3)　土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ⑶において同じ。）

(4)　地形及び地質の状況

(5)　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6)　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ　社会的状況

(1)　人口及び産業の状況

(2)　土地利用の状況

(3)　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(4)　交通の状況

(5)　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6)　下水道の整備の状況

(7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8)　その他の事項

2　第一種道路事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。

二　当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

（計画段階配慮事項の選定）

第五条　第一種道路事業を実施しようとする者は、第一種道路事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第一種道路事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。